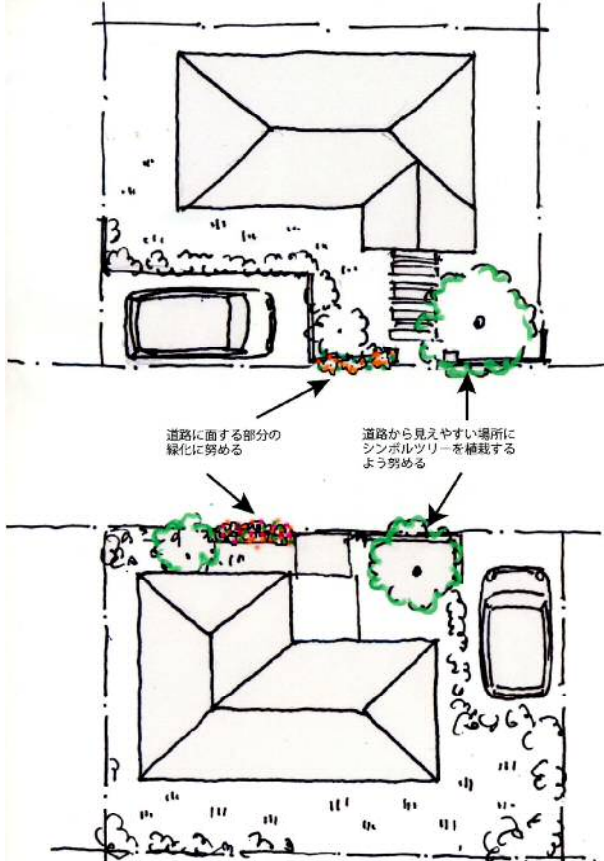
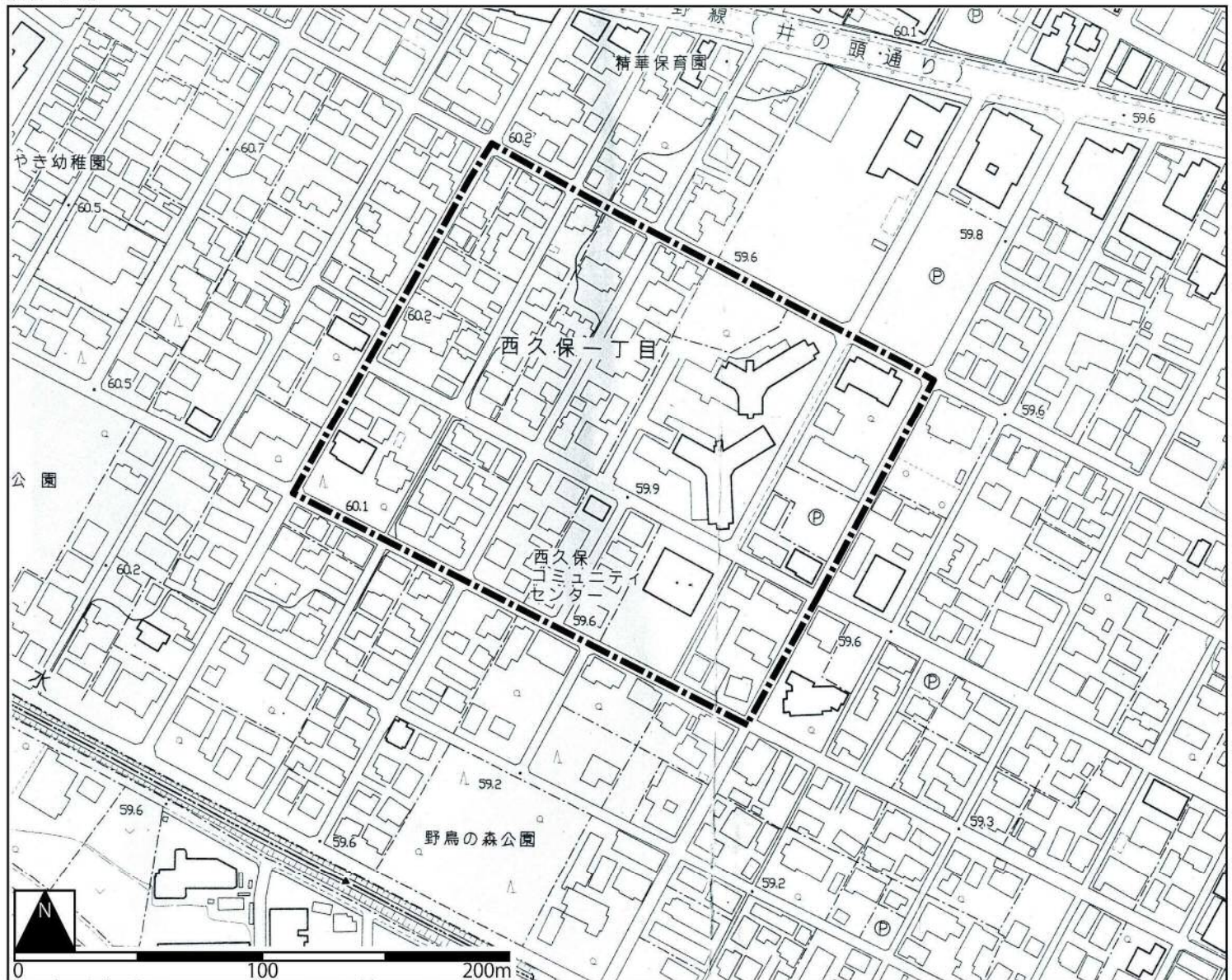



<p>地区まちづくり計画の名称</p>	<p>西久保一丁目緑をまもる地区まちづくり計画</p>
<p>位置</p>	<p>武蔵野市西久保一丁目地内</p>
<p>面積</p>	<p>約3.4ha</p>
<p>地区まちづくり計画の目標 ※1</p>	<p>西久保一丁目の緑豊かな落ち着いたきのある佇まいを守り続ける。</p>
<p>まちづくりの方針 ※2</p>	<p>建物と道路の境界部分の‘つくり’を大切にし、道路に面する部分の緑化に努めて、緑豊かな街並みを形成する。</p>
<p>まちづくり計画 ※3</p>	<p>(1) 敷地内の道路に面する部分に、植樹をしたり生垣や花壇を設けるなど、緑化に努める。</p> <p>(2) 新築や増改築、または外構を新しくするときには、敷地の道路に面する側の、道路から見えやすい場所に、シンボルツリーとなるような樹木を植えるよう努める。(以上参考図参照)</p> <p style="text-align: center;">【参考図】</p>  <p style="text-align: center;">道路に面する部分の緑化に努める</p> <p style="text-align: center;">道路から見えやすい場所にシンボルツリーを植栽するよう努める</p>
<p>まちづくりの進め方 ※4</p>	<p>この計画は、西久保一丁目緑をまもるまちづくり協議会と一丁目の住民、及び武蔵野市の協力により実現を図る。</p> <p>新築や増改築等する建築主は、協議会に対し、その旨を伝える。</p> <p>協議会は、新築や増改築等する建築主に対し、接道部の緑化やシンボルツリーの植栽を依頼する。</p> <p>市長及び協議会はまちづくり条例第25条の規定により、地区まちづくり計画が認定された時は、当該地区まちづくり計画に係る協定を締結し、その実現に努めるものとする。</p>

【計画図】



縮尺：1/2,500

 地区まちづくり計画区域
接道部の緑化努力（全域）
シンボルツリーの植栽努力（全域）

（注）区域の境界線は全て道路中心線とする

注釈

- ※1 地区まちづくり計画の目標は、地区まちづくり計画によってめざすまちの姿を文言で表したものです。
- ※2 まちづくりの方針は、目標の実現に向けたまちづくりの考え方を文言で示したものです。
- ※3 地区まちづくり計画は、具体的なルールを定めたものです。
- ※4 まちづくりの進め方は、地区まちづくり計画を実行に移すための行動や仕組みを示したものです。